

愛知県内各市町村の「住民主体B」一覧表(通所型サービス)

	1名古屋	2豊橋市	3岡崎市	4一宮市	5瀬戸市	6半田市	7春日井市
名称	予防専門型訪問サービス (従来の介護予防訪問介護に準ずる)	介護予防訪問サービス	予防専門型訪問サービス (現行相当サービス)	介護予防訪問介護相当サービス	介護予防訪問サービス	訪問型サービス現行サービス型	・介護予防訪問介護相当サービス
利用対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援1、2 事業対象者	原則、要支援者 (チェックリストによる事業対象者も可)	要支援認定者 事業対象者	要支援1・2 事業対象者	要支援1 要支援2	・居宅要支援被保険者 ・事業対象者
事業主体	営利・非営利法人	現行の(介護予防)訪問介護事業者	現行の訪問介護事業所	既存の介護保険事業所	介護保険事業所	介護保険事業者	営利・非営利法人
サービス内容	身体介護および生活援助	身体介護、生活援助	介護保険の身体介護および生活援助 ・利用者の様態により利用時間は異なる	現行の予防給付の基準のサービス	現行と同様のホームヘルプサービス	介護予防訪問介護と同様のサービス	既存の介護予防訪問介護と同内容
職員・担い手	管理者:常勤・専従1以上 (管理上支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) サービス提供責任者:介護福祉士等…常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上(一部非常勤職員も可能) 訪問介護員:介護福祉士・初任者研修等修了者等…常勤換算2.5人以上	・一体的に運営:訪問介護事業所としての人員基準を満たしている場合、新たな配置は不要 単独で運営:管理者=常勤1名、サービス提供責任者=介護福祉士等(常勤の訪問介護員等のうち利用者数40又は端数が増す毎に1人以上)、訪問介護員=介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者(常勤換算2.5以上)	現行の介護予防訪問介護事業所が移行する	現行の基準による	訪問介護員	訪問介護員	既存の介護予防訪問介護と同内容
事業支給費(報酬)	週1回月 1,168単位 週2回月 2,335単位 週2回超月 3,704単位(要支援2のみ) ・既存の介護予防訪問介護と同額の報酬 ・加算体系も、既存の介護予防訪問介護と同じ	週1回:1168/月 週2回:2335/月 週2回超(要支援2のみ):3704/月	週1回程度:月1,168単位 週2回程度:月2,335単位 週2回程度超:月3,704単位(事業対象者のうち要支援2相当の者・要支援2のみ) ※1単位10.42円 ・既存の介護予防訪問介護と同額の報酬 ・加算体系も既存の介護予防訪問介護と同じ	現行の基準による	旧来の介護予防訪問介護と同額	現行どおり	既存の介護予防訪問介護と同額
利用者負担	1割または2割の負担	現行の介護予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)	1割または2割の負担	サービス費の1割または2割	1割又は2割負担	1割又は2割	1割又は2割
限度額管理の有無	限度額管理あり (要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	有(事業対象者・要支援1:5003単位、要支援2:10473単位)	あり(要支援2:10,473単位 要支援1及び事業対象者:5,003単位)	有	有	有り	有
利用者数見込み	予防専門型訪問サービス 8,800人	要支援者の3割	0	1,258人(基準緩和含む)	未定	400人	1,864人

	8豊川市	9津島市	10碧南市	11刈谷市	12豊田市	13安城市	14西尾市
名称	①介護予防訪問サービス		0 予防専門型	訪問介護相当サービス事業	介護予防訪問サービス	介護予防訪問サービス	介護予防訪問介護
利用対象者	要支援1、2、事業対象者		0 事業対象者 要支援1・2	要支援1・2 事業対象者	要支援1・2または基本チェックリスト該当者(事業対象者)	要支援・事業対象者	要支援者 事業対象者
事業主体	①訪問介護事業所		0 事業所指定	指定事業者	介護保険事業者、NPO法人、 シルバー人材センター等	介護保険事業者	既存の訪問介護事業者
サービス内容	①身体介助や生活援助など		0 専門的対応	予防給付と同様	身体介護および生活援助	ガイドラインに沿ったサービス	・生活支援(身体介護を含む) ・週1～3回 利用者の様態により利用時間は異なる
職員・担い手	①ホームヘルパー		0 事業所職員	指定事業者の従業員	・管理者: 資格要件なし ・訪問介護員: 介護福祉士または初任者研修修了者 ・サービス提供責任者: 介護福祉士等	ガイドライン通り	・管理者 常勤・専従1以上(勤務に支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能) ・訪問介護員等 常勤換算2.5以上【資格: 介護福祉士、介護職員初任者研修修了者】 ・サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち利用者40人に1人以上【資格: 介護福祉士、実務者研修3年以上介護等の業務に従事した介護職員が等修了者】
事業支給費(報酬)	①及び②おおむね予防給付の報酬と同じ		0 月額報酬	予防給付と同じ	週1回程度 1,168単位 週2回程度 2,335単位 週2回超 3,704単位 ※1単位 10.42円 ※現行の介護予防訪問介護と同じ報酬、各種加算あり	給付	月ごとの包括払い ○週1回利用の場合 1,168単位/月額 ○週2回の利用の場合 2,335単位/月額 ○週3回の利用の場合 3,704単位/月額
利用者負担	①現行の予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)		0 1割(2割)	1割又は2割	1割または2割負担	1割or2割	1割または2割の負担
限度額管理の有無	有		0 有	有	基本チェックリスト該当者(事業対象者): 5,003単位 要支援1: 5,003単位 要支援2: 10,473単位	有	有
利用者数見込み	①200～250人 ②450～500人		0 訪問: 60名		0 485人	—	0

通所サービス「住民主体B」一覧

	15蒲郡市	16犬山市	17常滑市	18江南市	19小牧市	20稲沢市	21新城市
名称	①介護予防訪問サービス	訪問介護相当サービス	専門型訪問型サービス	訪問介護相当サービス	①介護予防訪問型サービス	介護予防訪問サービス	①介護予防訪問サービス
利用対象者	要支援1、2、事業対象者	要支援1・2 事業対象者	要支援1、2	・身体介護を伴うサービスが必要な人 ・既に予防ヘルパーを利用して、継続が必要な人	要支援者 事業対象者	事業対象者 要支援1・2	要支援1、2、事業対象者
事業主体	①訪問介護事業所	指定事業者	現行通り	指定事業者	介護業者	指定事業所	①訪問介護事業所
サービス内容	①身体介助や生活援助など ②機能訓練や食事、入浴など	旧介護予防訪問介護に準ずる	現行通り	従来の訪問介護	現行と同様	現行の予防給付と同様	①身体介助や生活援助など
職員・担い手	①ホームヘルパー	同上	現行通り	賃金労働者	現行と同様	指定事業所の従事者	①ホームヘルパー
事業支給費 (報酬)	おおむね予防給付の報酬と同じ	同上	現行通り	週1回：月11,925円 週2回：月23,840円 週3回：月37,817円	8割又は9割	現行の予防給付と同様	おおむね予防給付の報酬と同じ
利用者負担	現行の予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)	1割または2割	1割または2割	1割または2割	1割又は2割	負担割合証の割合	現行の予防給付と同じ(所得に応じて1割又は2割負担)
限度額管理の有無	有	有	有	あり	有	有	有
利用者数見込み	0	200名	現行通り	0	未定	0	0

	22東海市	23大府市	24知多市	25知立市	26尾張旭市	27高浜市	28岩倉市
名称	現行相当のホームヘルプサービス (身体介護+生活支援)	介護予防訪問介護相当サービス	介護予防訪問介護相当サービス	介護予防訪問サービス	尾張旭市総合事業従来型訪問サービス	現行の訪問介護相当	介護予防訪問介護相当サービス
利用対象者	要支援1、2 事業対象者	居宅要支援者、 事業対象者	居宅要支援者、 事業対象者	身体介護を伴う者	事業対象者 要支援者	ふりわけ会議で認められた者	要支援認定者 総合事業対象者
事業主体	指定事業所 ※ヘルパー	指定事業所	指定事業所	指定事業者	営利法人 非営利法人	営利・非営利法人	指定を受けた訪問介護事業所
サービス内容	入浴介助、食事介助等の身体介護や、掃除、洗濯等の生活支援	介護予防訪問介護に相当するサービス	介護予防訪問介護に相当するサービス	現行サービスと同様のサービス	従来と同様	身体および生活援助	ヘルパーによる掃除、洗濯、調理、買い物等の生活支援及び入浴介助などの身体介助
職員・担い手		0 管理者・訪問介護員(介護福祉士、介護職員初任者修了者等)・サービス提供責任者	管理者・訪問介護員(介護福祉士、介護職員初任者修了者等)・サービス提供責任者	現行と同様	賃金労働者	既存の介護予防通所介護事業所が移行	管理者 訪問介護員 サービス提供責任者
事業支給費 (報酬)	週1回11,925円/月 週2回23,840/月 週3回37,817円/月 ※各種加算有	介護予防訪問介護に相当する単価	介護予防訪問介護に相当する単価	現行と同様	従来と同様	介護予防訪問介護と同額	週1回程度…1,168単位/月 (11,925円/月) 週2回程度…2,335単位/月 (23,840円/月) 週3回程度…3,704単位/月 (37,817円/月)
利用者負担	原則として、費用の1割又は、一定以上の所得者は2割で	1割又は2割	1割又は2割	有	1割又は2割	1割または2割の負担	負担割合証に準ずる
限度額管理の有無	有	有	有	有	有	有	有
利用者数見込み	70	0	0	0	500人	0	未定

	29豊明市	30日進市	31田原市	32愛西市	33清須市	34北名古屋市	35弥富市
名称	介護予防訪問サービス (現行相当)	予防訪問介護相当	介護予防訪問	訪問型サービス	・介護予防訪問サービス	訪問従来型サービス	訪問型サービス
利用対象者	・既にサービスを利用している おり、サービス利用の継続が 必要と認められる者 ・認知症の症状がひどく専門 的な対応が求められる者 ・医療的な配慮が必要な者	要支援1, 2 事業対象者	要支援 事業対象者	要支援認定者及び事業対象 者	要支援1・2 事業対象者	要支援1・要支援2	要支援者
事業主体	既存の訪問介護事業所	指定事業所	介護サービス事業所	指定事業者	訪問介護事業所	指定事業者	指定介護事業者
サービス内容	身体介護中心	現行サービス (みなし)	訪問サービス	訪問介護相当	・従前の介護予防訪問介護に 相当する訪問型サービス	旧介護予防訪問介護に準ず る	ホームヘルプ事業
職員・担い手	・管理者常勤・専従1以上 ・訪問介護員等常勤換算2.5 以上 【資格要件:介護福祉士、介 護職員初任者研修等修了 者】 ・サービス提供責任者常勤の 訪問介護員等のうち、利用者 40人に1人以上 【資格要件:介護福祉士、実 務者研修修了者、3年以上介 護等の業務に従事した介護 職員初任者研修等修了者】	指定事業所職員	—	訪問介護相当	介護職員	介護福祉士・初任者研修等 修了者	指定事業者職員
事業支給費 (報酬)	週1回1168単位 週2回2335単位 ※現行の介護予防通所介護 と同額	現行サービス単価	現行同等	現行相当	従前相当	訪問Ⅰ:週1回程度1,168単位 /月 訪問Ⅱ:週2回程度2,335単位 /月 訪問Ⅲ:週3回以上3,704単位 /月 ※1単位=10.42円	現行の予防事業費と同じ
利用者負担	1割または2割負担	1～2割	1・2割	1割または2割	1割又は2割	1割または2割	1割、一定の所得以上の方は 2割
限度額管理の有無	有	有	有	有	有	有	有
利用者数見込み	300	250	—	0	0	訪問 実140人	1件(12月実績)

	36みよし市	37あま市	38長久手市	39東郷町	40豊山町	41大口町	42扶桑町
名称	訪問介護相当サービス	訪問従来型	訪問型サービス	介護予防訪問型サービス(現行相当)	現行と同様	介護予防訪問介護相当サービス	基準型訪問介護
利用対象者	要支援認定者及び基本チェックリストによる事業該当者	要支援者(事業対象者)		要支援認定者 総合事業対象者	現行と同様	現行どおり	要介護1, 2 事業対象者
事業主体	指定事業者	指定事業所	長久手市	指定事業者 委託事業者	現行と同様	現行どおり	指定事業所
サービス内容	身体介護	訪問:訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問	法定サービスと同等	現行と同様	現行どおり	予防給付と同様
職員・担い手	指定事業所職員	賃金労働者	介護保険に準じる	法定サービスと同等	現行と同様	現行どおり	
事業支給費(報酬)	訪問介護相当サービス: 給付率9割又は8割	介護予防サービスと同様	介護予防支給費と同額	法定サービスと同等	現行と同様	現行どおり	予防給付と同じ
利用者負担	1割又は2割	1割、一定の所得以上の方は2割	1割(2割)	法定サービスと同等	現行と同様	現行どおり	1割または2割
限度額管理の有無	有	あり	あり	有	現行と同様	現行どおり	有
利用者数見込み	103人	30人(29年4月の予定、平成30年3月まで毎月30名程増加する予定)	400人	約50人/月			0 予防給付相当

	43大治町	44蟹江町	45飛島村	46阿久比町	47東浦町	48南知多町	49美浜町
名称	訪問介護相当サービス	第一号訪問介護事業	現行相当サービス	・介護予防訪問介護相当サービス	現行相当のホームヘルプサービス (身体介護+生活支援)	・訪問型サービス	・訪問型サービス
利用対象者	要支援1・2認定者 チェックリスト該当者	要支援認定者	要支援1, 2 事業対象者	既にサービスを利用している 方でサービスの継続が必要 な方 など	要支援1、2 事業対象者	基本チェックリスト該当者	要支援認定者と事業対象者
事業主体	営利法人 非営利法人	指定事業所	指定事業者	指定事業者	指定事業所 ※ヘルパー	町	町
サービス内容	身体介護中心	身体介護を含む生活支援サービス	ホームヘルプ事業	・現行の介護予防訪問介護に 相当するサービス	入浴介助、食事介助等の身体 介護や、掃除、洗濯等の生活 支援	・訪問型サービス	これまでの介護予防訪問介護 に相当するサービス
職員・担い手	事業者指定	事業所職員	事業者	0	0	0	0
事業支給費 (報酬)	週1回 : 月1,168単位 週2回 : 月2,335単位 週2回超: 月3,704単位 (要支援2のみ)	現行どおり	現行予防給付同等単価	通所・訪問それぞれにサービス 単価を設定	週1回11,925円/月 週2回23,840/月 週3回37,817円/月 ※各種加算有	0	0
利用者負担	1割または2割の負担	1割又は2割	1割または2割	1割、または2割	原則として、費用の1割又は、 一定以上の所得者は2割で	1割または2割	所得に応じて、基本単価の1 割又は2割
限度額管理の有無	あり	有	有	有	有	有	有
利用者数見込み		0 100人		15 未定		70 約70人	0

	50武豊町	51幸田町	52設楽町	53東栄町	54豊根村
名称	訪問型サービス(現行相当)	現行の介護予防訪問介護相当のサービス	介護予防訪問サービス	介護予防訪問サービス	現行の訪問介護相当
利用対象者	事業対象者 要支援1・2	総合事業対象者 要支援1、2	要支援1、2 事業対象者	要支援1、2 事業対象者	原則、要支援者
事業主体	各事業所	幸田町指定事業所	現行どおり	現行どおり	従来の訪問介護事業所(みなし指定)
サービス内容	現行通り	現行の介護予防訪問介護と同様	現行どおり	現行どおり	身体介護および生活介護
職員・担い手	現行通り	現行の介護予防訪問介護と同様	現行どおり	現行どおり	介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者
事業支給費 (報酬)	現行通り	現行の介護予防訪問介護と同様 【月額報酬】 ①週1回:1,168単位 ②週2回:2,335単位 ③週2回超:3,704単位(要支援2のみ) ※加算:現行の介護予防訪問介護と同じ(1単位:10.21)	現行どおり	現行どおり	週1回:月1,168単位 週2回:月2,335単位 週2回以上:月3,704単位(要支援2のみ) ※既存の介護予防訪問介護と同額の報酬 ※加算体系も既存の介護予防訪問介護と同じ
利用者負担	現行通り	1割または2割	現行どおり	現行どおり	1割または2割の負担
限度額管理の有無	有	要支援1及び事業対象者: 5,003単位 要支援2:10,473単位	現行どおり	現行どおり	有
利用者数見込み	0	0	0	0	0